

定 款

株式会社 ニッセイ

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ニッセイと称する。

(2) 英文では、N I S S E I C O R P O R A T I O Nと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 裁縫用ミシン及びその部品の製造並びに販売
- ② 歯車・減速機等の動力伝導装置及びその部品の製造並びに販売
- ③ 水素・再生可能エネルギー等を利用した発電機械器具及びその部品の製造並びに販売
- ④ 情報処理機器部品の製造並びに販売
- ⑤ 各種機械器具部品の製造並びに販売
- ⑥ 非鉄金属ダイカスト製造業
- ⑦ 金属熱処理加工業
- ⑧ 不動産の所有、賃貸借並びに運営
- ⑨ 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県安城市に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,825万6千3百株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・買増し、その他株式並びに新株予約権の取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要のあるときは、取締役会の決議により、予め、公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(ウェブ開示)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(2) 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出するものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の補欠選任)

第 20 条 取締役に欠員を生じたときは補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときはその選任を行わないことができる。

(取締役の任期)

第 21 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役相談役)

第 23 条 取締役会は、その決議により取締役相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 24 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。

- (2) 取締役会で定めた取締役に欠員または事故あるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを行う。
- (3) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。但し、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。
- (4) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 当社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める「取締役会規則」による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- (2) 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000 万円以上で予め定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任方法)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

- (2) 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の補欠選任)

第30条 監査役に欠員を生じたときは補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときはその選任を行わないことができる。

(監査役の任期)

第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

- (2) 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集及び議長)

第33条 当社の監査役会は、各監査役が招集する。

- (2) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要のある場合は、これを短縮することができる。
- (3) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規則)

第34条 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000 万円以上で予め定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、取締役会で定めた取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(2) 当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

(3) 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 当社の配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(執行役の責任免除)

第 1 条 当社は、取締役会の決議によって、第 105 回定時株主総会終結前までの執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。